

社会資本整備審議会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会  
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会  
第 6 回議事要旨（案）

日 時：平成 19 年 11 月 6 日（火）10：30～12：30

場 所：三田共用会議所 大会議室

議事要旨（案）

1. 第 5 回合同会議を踏まえた修正点について

「資料 4：課題に対する検討の方向性について（案）」について  
（再資源化・縮減、適正処理の確実な実施について）

資材製造業者の「検討の方向性」「主要な取り組み」で、広域認定制度の活用を記載しているが、そのほかに「産業廃棄物広域再生利用指定制度」「規制改革通知」も活用できるように「広域認定制度等」と修正していただきたい。（平田委員）

2. 「建設リサイクル推進施策に係る方策について」中間とりまとめ（案）について

（全般について）

主要な施策について、国が主体である施策が多く、またいくつかの施策で抽象的な表現があり、直ちに実行できるのか気になるものがある（1、2、10、31）。

（大塚委員）

国が主体である施策が多いが、出来る範囲を検討すべき。既に検討等を着手している項目もあり、中長期の期間で仕分けをどうしていくのか今後の整理が必要である。

（嘉門委員長）

旧建設省が約 10 年前に「建築解体廃棄物リサイクルプログラム」（平成 11 年 10 月）を策定しているが、当時から審議内容が進歩していないのではないかと。建設工事現場に即した内容を具体的に審議していただきたい。（出野委員）

中間とりまとめ（案）で記載した取り組む項目について、誰が、何を、どのように、いつまでにを具体的に記述するとともに、タイムスケジュールを作成していただきたい。（高戸委員）

1 これまでの施策経緯

（2）平成 12 年～平成 17 年（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定後～現在）

「3R の第一に掲げられる発生抑制に取り組みがまだ不十分である」との記述があるが、実態はハウスメーカーでは 10 年前から長寿命化等の対応を行っており、まだ取り壊される段階にきていないことから、発生抑制に取り組んでいないように見えるだけである。（村上委員）

2 新たな施策の中長期的方向性

（1）関係者の意識の向上と連携強化

物流管理を設計することで、責務の所在や費用分担のあり方を明らかにすることに

ついて記載していただきたい。(古市委員)

(2) 持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開

「なお、…」以下の部分について、「そのためには、地域の中で建設副産物の需要者と供給者のネットワークを形成し、様々な主体間のコミュニケーションの促進が不可欠である。」と修正いただきたい。(高戸委員)

(3) 民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術の開発の推進

他にも関連企業があるため、「企業(設計者・施工者・廃棄物処理業者)」の後に「等」を入れていただきたい。(高戸委員)

リサイクルのための技術開発は必要であるが、中間処理業者は零細業者が多いため、財政的支援を行わなければ、不可能ではないか。そのため、中長期的方向性として、財政的手法の検討が必要である。(後藤委員)

SRI(社会的責任投資)に関する記述で、環境保全への貢献を応援する「投資家」が増えつつあるとの記述を、「金融機関や投資家」に修正していただきたい。(後藤委員)

関係者が再生品等を公正に評価する仕組みが必要であるため、「NPO/NGOなどの専門家が各々の立場から適切な助言や情報提供などを行い、公正な評価を行うことが求められている」と修正していただきたい。(平田委員)

3 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み

(1) 情報管理と物流管理

拡大生産者責任(EPR)も考慮した川上から川下までの物流管理として、サプライチェーン・ロジスティックという記述ではいかがか。(平田委員)

履歴情報について、改修工事やリフォーム工事も含まれるように記述していただきたい(26等)。(村上委員)

(2) 関係者の連携強化

「新築・新設の設計の際に…」についても、改修工事やリフォーム工事が含まれるように明記していただきたい。(村上委員)

資材製造者の役割として、拡大生産者責任(EPR)の記述を追加していただきたい(10、37、41)。(平田委員)

(3) 理解と参画の推進

費用であることを明確にするために、「契約時に分別解体、再資源化、適正処理等の費用の内訳」と追記していただきたい(30)。(平田委員)

専門家の適切な関与として、CM方式による分離発注をすすめることを検討いただきたい。(出野委員)

「発注者が分別解体、再資源化、適正処理等の分離発注を可能とするような仕組みをつくる」など、分離発注の考え方を追加できないか(30の下に新規追加)。(平田委員)

コストについて、消費者の関心を高める部分の書き込みが少ない。(崎田委員)

(4) 建設リサイクル市場の育成

「中小建設業のコンプライアンスに適した内部統制システムについて検討すべき」

とあるが、既にISO14001、エコアクションなどの制度があり、「既にある民間制度の活用の推進を検討すべき」として新たな制度を作るという誤解を与えないようにすべきである（ 35 ）。（後藤委員）

#### （5）技術開発等の推進

国土交通省としては、既存制度（エコプロダクツなど）の活用を推進することも含めていただきたい（ 8 ）。（後藤委員）

### 4 個別解体に対する主要な取り組み

#### （1）発生抑制について

住宅の長寿命化「200年住宅」の概念は、定期借地権と相反する部分がある（ 2 ）。（村上委員）

住宅の長寿命化については、改修工事での対策が重要であるが、現状はまだ検討が不十分であり、既存の住宅をどう長寿命化するかについての記述を検討いただきたい。（嘉門委員長）

将来の需要動向や社会環境の変化を見定めて、社会の需要に合わない建築物を造らないような都市計画や建築確認が必要であり、それによって安易なスクラップ&ビルドを抑制すべきである。（佐藤委員）

#### （2）現場分別について

CCA処理木材は、木材表面に含浸しており発生量としては多くなく、非飛散性アスベストと同等に扱うのは違うのではないか。記述の仕方について再度検討していただきたい。（村上委員）

解体工事現場の作業内容の透明性について、5年前に（社）日本建築学会が「木造建築物等の解体工事施工指針（案）・同解説」を発行していたり、また各種パンフレット等も多く発行されているため、ある程度進んでいると認識しているが、より一層促進することに異論はない（ 31 ）。（村上委員）

現場分別マニュアルについては、昨年度環境省でも作成しているため、既存のマニュアル等の活用・改善を検討していただきたい（ 33 ）。（後藤委員）

小口巡回共同回収システムについては、廃棄物処理法との関係で一部解決が困難な問題があると認識している（ 36 ）。（村上委員）

#### （3）再資源化・縮減について

##### 建設発生木材

ペンキ等が付着した木材について、マテリアルリサイクルができないとまで言い切らずに、もう少し検討をしていくべき。（村上委員）

建設発生木材について、数年前に木材チップの品質基準案を作成したままになっており、今後検討が必要である（ 42 ）。（村上委員）

##### その他の建設廃棄物、建設混合廃棄物

廃石膏ボードについて、石膏ボードが付着した廃棄物が管理型処分場で処理されるが、その付着の量・割合が不明確であるため、記述を再度検討していただきたい。なお、石膏ボードの現場分別等については、20年前から建築センターとの研究を行っており、必要であれば実験データ等を提供する。（村上委員）

廃石膏ボードの付着は、量の問題ではなく、付着の有無である。（三本委員）

廃石膏ボードは、硫化水素の発生が回避できないため、管理型処分場へ適正処理されている。しかし、付着した廃棄物をすべて管理型処分場へ搬出することは、残余容量及びコストの面から困難であるため、石膏ボード工業会では基準等の作成を検討している。(平田委員)

建設混合廃棄物について、中間処理業者での分別、処理後のフロー実態が十分に把握されていないとの記述があるが、マニフェストで把握しているため、表現を再度検討いただきたい。(三本委員)

#### 建設発生土

施策の主体が「公共工事の発注者」となっているが、公共工事だけが対象ではないため、誤解を与えないような表現にしていただきたい( 15、16 )。(佐藤委員)  
民間の土質改良プラントの利用について「公共工事の発注者は、民間工事由来の建設発生土も含め、工事間利用を推進するためのストックヤードを整備すべき」と修正いただきたい( 16 )。(高戸委員)

#### (4) 適正処理について

不法投棄の原因の一つとして、安きに流れる仕組みがある。この解決のため、例えば、処理委託契約書で排出事業者の責任等について明記するなどが必要である。(三本委員)

施策の主体が「公共工事の発注者」となっているが、公共工事だけが対象ではないため、誤解を与えないような表現にしていただきたい( 32 )。(佐藤委員)

#### (5) 再使用・再生資材の利用について

近年再使用に関する社会的関心も増えてきていることから、再使用に関する記述をもっと盛り込んでいただきたい。(崎田委員)

### 3. その他

本日、ご指摘いただいた内容を各委員と調整しながら、中間とりまとめ(案)を修正する。その後、嘉門委員長に説明し、内容をご了承いただいた後にパブリックコメントの手続きに移りたい。パブリックコメントは約1ヶ月程度を予定している。その際、インターネット上の公開のみならず、各業団体へ意見照会をかける予定である。(事務局)

本日、欠席の委員に対しても意見を伺うようにしていただきたい。(嘉門委員長)

次回「第7回委員会」の開催日時、場所等の詳細は、後日連絡する(年明けを予定)。

以上